

○厚生労働省令第五百五十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二及び第十六条の四第六号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第二項第二号中「この条及び第九条の二十三第一項第三号において」を削る。

第九条の二十五第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 第九条の二十三第一項第一号、第三号から第五号まで、第六号（同号イからニまでに係る部分に限る。）、第十号及び第十三号に掲げる事項を行うこと。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(医療法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第百十号)を次のように改正する。

附則第四条第二項第一号中「医療安全管理部門」の下に「(次条第二項第一号において「医療安全管理部門」という。)」を加える。

附則第五条第一項中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置」を「医療法施行規則第九条の二十五第四号ハの規定により行う改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置」に、「同号イの規定(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。)」を「医療法施行規則第九条の二十五第四号ハの規定(改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。))に係る部分に限る。」に改め、同条第二項第一号中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する」を削る。

附則第六条中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置」を「医療法施行規則第

九条の二十五第四号ハの規定により行う改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置」に改める。